

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 地域福祉推進積立金規程

平成22年3月24日一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、伊達市における地域福祉事業の推進を図るため、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に備える地域福祉推進積立金（以下「積立金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域福祉推進積立金)

第2条 この積立金は、前条の趣旨に適う団体及び個人等からの寄付金をもって構成する。

(運用及び管理)

第3条 この積立金の運用は、安全かつ有利を基本として必要に応じて運用基本方針を明示し適切に行う。

2 積立金は、預貯金及び有価証券等による確実な財産管理を行う。

3 積立金の運用から生ずる収益は、元金に繰入処理をする。

(積立金による事業及び支出の制限)

第4条 積立金を利用して実施する事業は次の各号とする。

(1) 地域福祉推進のために必要な事業

(2) その他目的を達成するために必要な事業

2 積立金は、前項の事業の一部または全部に充てるものとし、みだりに取り崩してはならない。

3 積立金を取り崩して事業を行う場合、構成する寄付金は原則として前年度以前の受入分を用いるものとする。

(寄付金等の処理)

第5条 第1条の趣旨に適う寄付金等は、受入の年度は積み立てることを原則とする。

(委 任)

第6条 この積立金の運用及び管理について必要な事項は、会長が理事会に諮り別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

1 この規程は、平成22年3月24日から施行する。

2 第5条については、平成20年度から適用するものとし、ただしその処理を翌年度に実施するものとする。